

## 入札参加についての注意事項（郵送等による一般競争入札用）

令和6年9月1日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター理事長

この注意事項は、市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という。）が行う制限付き一般競争入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

### 第1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。
- 3 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

### 第2 入札参加資格等

- 1 入札参加者は、契約規程第6条第1項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければなりません。なお、郵送等の事故により、指定期日までに申請書類が到着しなかった場合でも、医療センターは一切の責めを負いませんので、余裕を持ってご提出ください。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。
  - (1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者
  - (2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消された者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

### 第3 入札保証金等

入札保証金は、契約規程第8条の規定に該当する場合は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の10分の1に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

#### 第4 入札の方法・立会い等

- 1 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、入札参加申請にかかる代表者印鑑（以下、「使用印鑑」）を押印のうえ、公告等により指定された期日・場所に、入札書を郵送等により提出しなければなりません。持参又は電送による提出は認めません。
- 2 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。
  - (1) 件名
  - (2) 金額及び円マーク(¥)
  - (3) 日付(入札公告で指定した開札日)
  - (4) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
  - (5) 申請の代表者の職及び氏名
  - (6) 使用印鑑
- 3 工事費内訳書の提出を義務付けた入札については、入札書の提出に際して、当該入札金額の根拠となる工事費内訳書（表紙を含む）を提出しなければなりません。
- 4 入札書、工事費内訳書及び入札参加資格確認結果通知書（写）を郵送用封筒（以下「封書」という。）に入れ、郵送等により提出しなければなりません。  
なお、郵送等の事故により、公告等により指定された期日・場所に、入札書等が到着しなかった場合でも、医療センターは一切の責めを負いませんので、余裕を持ってご提出ください。
- 5 郵送用封筒は「『入札件名』入札書在中」と朱書きし、封かんしなければなりません。この封筒の裏書きには、会社の所在地、会社名、代表者の職及び氏名、連絡先を記入し、使用印鑑を押印しなければなりません。
- 6 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。
- 7 開札は、入札参加者からあらかじめ医療センターが選定した入札立会人2者と当該入札事務に関係ない職員が立会いのうえ行います。
- 8 入札立会人の選定方法は、非公開とします。
- 9 入札立会人は、やむを得ない場合を除き、辞退することができません。やむを得ず辞退する場合は、開札日の前日までに理由を明記した書面を医療センターに郵送等により提出してください。
- 10 入札参加者は、開札を傍聴することができます。この場合、「開札傍聴申込書」に必要事項を記入の上、当日会場へ持参してください。ただし、入札会場への入室は各入札参加者1名のみとします。

#### 第5 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札書等の郵送前であれば、入札を辞退することができます。ただ

し、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができません。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を速やかに医療センターに郵送等により提出してください。持参又は電送による提出は認めません。
- 3 入札公告にて指定した場所・期限までに入札書が到着しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。
- 4 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありません。

## 第6 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は工事費内訳書を意図的に開示してはなりません。

## 第7 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

- (1) 入札参加者が談合（連合）し、又はそれに類する行為をなし、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

## 第8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所へ到達しない入札
- (3) 入札参加資格確認結果通知書（写し）を欠く入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- (5) 同一事項に対して2通以上した入札
- (6) 入札に際して不正な行為のあった入札
- (7) 工事費内訳書を義務付けた入札について、工事費内訳書（表紙を含む）を提出しな

かった者のした入札

- (8) 提出された工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならぬとした入札において、異なる価格でした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 第9 開札

開札の結果は、落札者に対し連絡すると共に、医療センターのホームページにおいて、入札日から起算して原則3日以内に公表します。

## 第10 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者）を落札者とします。

なお、入札価格が著しく低いなど、調査を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留し調査を行うことがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

## 第11 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者及び順位を決定します。

なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人又は開札傍聴者として参加している場合は、その者が引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係ない職員が代わって行います。

## 第12 契約保証金

- 1 契約保証金を要する場合は、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の10分の1に相当する額以上とします。(1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ)
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除します。
  - (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約保証金額以上）を締結したとき。
  - (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約保証金額以上）を締結したとき。

### **第13 契約書の提出**

- 1 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに医療センターに提出しなければなりません。なお、契約締結日は原則として落札決定日から10日以内となります。
- 2 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定は無効となる場合があります。

### **第16 誓約書の提出**

- 1 誓約書を要する場合は、落札者は、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書に記名、押印し、速やかに医療センターに提出しなければなりません。なお、誓約日は契約締結日と同日となります。
- 2 前項による誓約書の提出を怠ったときは、当該契約を締結せず、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

### **第17 その他**

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできません。

市立東大阪医療センター 事務局契約会計課  
電話 06-6781-5101 (代表)